

## ゲルハルト・リュケ先生を偲ぶ

### 1. はじめに

二〇一四年四月二八日、ザールラント大学法経学部ゲルハルト・リュケ教授が逝去された。享年八七歳であった。ドイツ留学中にひとかたならぬお世話になった筆者にとって、教授のご逝去は、あまりに大きな喪失であり、未だに空虚感にさいなまれている。この思いは、教授にお世話になった人々すべてに共通する思いではないかと思われる。

後に述べるように、本学で、リュケ教授にお世話になった諸先輩は数多くおられるのであり、私のような者がこのような追悼文を書くのは、分を弁えない行為であることは、筆者自身が一番よく承知している。しかし、既に、宮澤浩一教授・内池慶四郎教授は他界され、その他の諸教授は既に定年退職されており、リュケ教授にお

世話になった者で、塾の現役の教員を務めているのは私だけとなってしまった。また、たまたま今年（二〇一四年）五月初旬にザールラント大学で開催されたシンポジウムに出席した折にリュケ教授の訃報に接したが、おそらく塾関係者でその報に最初に接したのは私であったということとも相まって、何卒、御寛容のほどお願い申し上げます次第である。

### 2. リュケ教授の略歴<sup>(1)</sup>

リュケ教授は、一九二七年二月二一日、ドイツの北部ニーダー・ザクセン州のヒルデスハイムという町に生まれた。ヒルデスハイムは、ハノーファーの郊外にあり、北ドイツの雰囲気の色濃く漂う、美しい町である。そして一九三三年から一九三七年までヒルデスハイムの小学校、一九三七年から一九四四年までヒルデスハイムのレアルギムナジウム（近代語・自然科学系の大学進学コース中・高等学校）に通う。そして、戦争が激しくなった一九四三年、学業半ばで一九四三年から一九四五年まで軍務に服し（対空防衛支援隊員）、戦闘のため重傷を負い捕虜となる。除隊後、一九四五年から一九四六

年まで、ヒルデスハイムで戦争参加者のための高校卒業資格最終試験を伴った大学入学のための臨時的経過コースを受講し終了する。

一九四六年から一九四九年まで、ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学 (Johann Wolfgang Goethe Universität in Frankfurt a.M. 通称フランクフルト大学。以下、フランクフルト大学という) 法学部で学ぶ。一九五〇年、わずか六学期 (三年間) の在籍の後、ヘッセン州司法試験第一次試験 (いわゆる司法試験) を受験し、評価〓最優秀の成績で合格。一九五〇年から一九五三年まで、主としてフランクフルトで司法修習を行う。司法修習中であつた一九五三年、ゲルハルト・シーダーマイアー教授の指導の下、フランクフルト大学法学部に提出した「強制執行の公法説とその限界 (Die öffentlichrechtliche Theorie der Zwangsvollstreckung und ihre Grenzen)」と云う論文により、博士号取得。評価は、最優秀であつた。一九五四年ヘッセン州司法試験第二次試験 (いわゆる二回試験) に評価〓優秀の成績で合格。

一九五四年から一九五八年までフランクフルト大学法学部助手を務め、その間、一九五四年から五五年にかけ

て、アメリカ合衆国のシカゴ大学ロースクールに留学。

一九五八年、三二歳で「民事訴訟と行政訴訟における訴訟物 (Der Streitgegenstand im Zivil- und Verwaltungsprozess)」という論文により、フランクフルト大学法学部において教授資格を取得 (民法、民事訴訟法、行政訴訟法担当)。一九五八年から一九六一年まで、フランクフルト大学において私講師 (いわゆる専任講師) として教鞭を執る傍ら、テュービンゲン大学、マールブルク大学、ゲッティンゲン大学において非常勤講師を務める。

一九六一年に、編集代表として雑誌『Juristische Schulung (法学教育)』を創刊。その後、二〇〇二年まで四二年の長きにわたって編集代表を務めた。この雑誌は、法律専門雑誌としては抜群の発行部数をもつものであり、現在に至るまで刊行が続いている。同年、ザール州の州都ザールブリュッケンにあるザールラント大学法経学部からの、訴訟法、民法、労働法講座への招聘を受諾し、正教授 (終身の教授) に就任する。

一九六六年シカゴ大学ロースクール客員教授を務める。同年、日本民事訴訟法学会名誉会員になる。

一九六八年から一九七四年まで、ボンのドイツ大学連盟理事 (ドイツ大学教員代表) を務める。その間、高名

なフランクフルト大学（一九六四年）およびテュービンゲン大学（一九六八年）からの招聘を辞退し、ザールランド大学法経学部にて定年まで在籍。

一九七〇年慶應義塾大学より名誉博士号を授与される。  
一九八七年ザールブリュッケン独日協会会長に就任、  
一九八八年ヘルシンキのフィンランド科学アカデミー会員となる。

一九九一年ザールブリュッケン独日協会会長を辞し、ザールブリュッケン独日協会名誉会長に就任。同年、日本国より勲三等瑞宝章を授与される。

一九九五年ザールランド大学正教授として定年を迎える。

### 3. リュケ教授の研究・教育業績

リュケ教授の研究業績は、その主な業績は、『民事手続法の改革—ゲルハルト・リュケ教授退官記念』という論文集の末尾に、一九七編が挙げられているが、その内容は、すこぶる多岐にわたり、民事訴訟法の各領域のほか、行政訴訟法、倒産法、民法、労働法、社会保障法にも及んでいる。そして、定年後も研究意欲は衰えること

なく、二〇〇一年まで、いろいろな雑誌に次々と論文を發表していた。<sup>(2)</sup>

リュケ教授の業績は、大きく三つに分けることができるであろう。

第一は、民事訴訟法分野に対する貢献である。その象徴は、民事訴訟法の大注釈書である、『Münchener Kommentar zur Zivilprozessordnung mit Gerichtsverfassungsgesetz und Nebengesetzen, 3 Bände (マヒンヒェナー・コンメンタール民事訴訟法・全三巻)』の創刊・編集であろう。リュケ教授は、初版（一九九二年）、第二版（二〇〇一年）の編集者を務められた。この注釈書は、現在第四版まで刊行されており、ドイツではもちろんわが国でも、ドイツ民事訴訟法の定番の注釈書であることは言うをまたない。この大注釈書が果たした影響は計り知れないものがあるといえよう。そのほか、多くの民事訴訟法判決手続についての論稿がある。

第二は、博士論文が書かれて以降、比較的初期の段階におけるものであるが、強制執行法に関する論文が数多く書かれている。ここでの研究は、とくに強制執行に関する公法説を打ち出し、それを強制執行法の各論点につきどのような立場をとるべきかを明らかにしようとする

ものであった。しかし、公法説は残念ながらドイツにおいては通説の地位を占めるに至っていないが、リュケ教授の精緻かつ詳細な論証をもって、公法説が細部にわたる厳密に理論構成されており、この説に与する者はもちろん、これに反対する通説の立場からも、必ずそれを検討の対象としなければならぬものとなっている。その意味で、リュケ教授のこの分野における業績は、ドイツの強制執行法理論の発展に大きく寄与したものであるということができらるであろう。

第三は、教授の多くの論稿がそれに充てられているのであるが、むしろ初学者の啓発を直接・間接の目標としていると考えられる一連の業績がある。

まず特筆すべきは、一九六一年に創刊された、『Juristische Schulung (JuS)』<sup>(3)</sup>という法律雑誌であり、リュケ教授は、二〇〇二年まで四二年にわたって編集委員を務められた。この雑誌の刊行は、前年から、リュケ教授が、Götz氏およびMichael氏と共に企画されたものであるが、法学部学生や司法修習生を主たるターゲットとした法律雑誌であり、おそらくは、このような雑誌の刊行は、当時、ドイツでは初めての試みではなかったかと思われる。そしてこの雑誌は、現在に至るまで、ドイ

ツでは抜群の発行部数を誇っている。当時、大学でのアカデミックな教育が高尚に過ぎて国家試験の準備や実務修習のためには適当でなく、学生や司法修習生が自らの創造的な精神を信じずに、低級で技術的な受験指導に身を任せている状況を変革しようとしたものであった<sup>(4)</sup>。また、リュケ教授は、『JuS-Schriftenreihe』シリーズや『JuS-Ds』の編集にも意欲的に取り組まれ、初学者のための教科書の刊行にも力を尽くされた。これらのシリーズは、現在、多様な法分野についての、入門的教科書から事例演習まで、幅広い分野をカバーする膨大な数の書籍が刊行されており、初学者にとってはなくてはならない教材となっている。さらに、リュケ教授は、「君の知識を試そう (Prüfe Dein Wissen)」という演習書のシリーズの刊行にも力を注がれた。このシリーズのうち、教授自ら『強制執行法』を書かれており、これは、現在ハウ教授による第三版が刊行されている。このシリーズも、主な法領域をすべてカバーしている。それら業績は、リュケ教授の日頃の学生に対する授業の基本方針からでてくる必然の結果であった。教授は、学生に対する法学教育の重要性を常に説かれており、抽象的な教義論に陥ってはならないと常に主張されていたが、その手法は、

まず詳細な事実関係を提示し、そこから問題を抽出することを説き、それにつき、高度の理論的解説をほどこすというものであった。

#### 4. リュケ教授と学術交流

(1) 外国の研究者や学生との学術交流は、リュケ教授が最も力を入れられていた分野ではないかと思う。教授自身、フランクフルト大学の助手時代に一年間アメリカ合衆国のシカゴ大学ロー・スクールに留学されているが、その後、一九六六年にはシカゴ大学客員教授として講義をされたほか、日本にも、一九六六年、一九七〇年、一九九〇年の三度にわたって来日しておられ、慶應義塾大学、大阪大学、大阪市立大学、九州大学、司法研修所等で講演された。とくに、一九六六年には、民事訴訟法学会（現在「日本民事訴訟法学会」）の招きにより、カール・ハインツ・シュヴァーブ教授とともに来日され、ともに講演され、その後の議論にも積極的に参加され、大いに論戦を戦わされたようである。<sup>5)</sup>

このように、リュケ教授はご自分が海外に出かけて講演等をされることも多かったが、むしろ、多くの外国人

研究者および外国人学生を受け入れられた。とくに、アジアとの学術交流を重視されていたようであり、韓国、台湾、日本からの多くの研究者・学生が教授の下で学んでいる。この中には、たとえば、台湾大学名誉教授の陳榮宗氏のように、リュケ教授の下で博士号を取得した人も少なくない。

リュケ教授は、教授の下に留学してきた人々については、大学教員であろうと、一学生であろうと、同じく研究者・同僚として待遇され、区別はされなかった。筆者がD A A D奨学生として留学したのは、まだ大学院の学生のとときであったが、ザールラント大学では、研究室を一つ与えられ、世話係の助手までつけて、何でも相談できる態勢を作って下さり、研究面でもあらゆる便宜を図って下さった。これが破格の厚遇だったということは、まことに申し訳ないことながら、その後、何度か渡独して他の大学で研究滞在をするに至ってはじめて知った次第である。

大学では、私からもときどき研究状況につき報告していたが、教授自身も、助手から報告を受けておられたようでお忙しい中、生活や研究の進行状況について本当に親身になって尋ねて下さった。その際には、学問的に

貴重なアドバイスを頂いたり、研究を鼓舞されたり等、教授から受けた恩恵は計り知れず、今日曲がりなりにも研究者生活をしていられるのも、教授のお陰だと思っ

ている。まさにドイツの父親ともいべき存在であった。その後、何度もザールラント大学に行っているが、その都度、本当によくして頂いたことだけが思い出に残っている。とくに、留学から一〇年後の一九八七年にザールラント大学での研究出張の機会を得たときには、私の帰国前に、「ご自宅に食事にお招き頂き、帰りがけに、「これは、君がはじめての留学を終え帰国した年のワインです。その年はブドウのできが非常にいい年だったので、おいしいと思いますよ。」といつて、一九七七年産のザールワインを頂いた。一留学生だった私の帰国の年まで覚えて頂いていたとは、本当に涙が出るほど感激したことを今でもはっきりと覚えている。

おそらくは、他の留学生も、私と同じように、リュケ教授の下では、すばらしい留学生生活を送ることができたのではないかと思っているが、それには、エリザベート夫人の内助の功が非常に大きいように思う。留学した人は、ほぼ例外なくリュケ教授の自宅に招かれてお食事を

ごちそうになっていたと思うが、それはすべてエリザベート夫人の手料理であった。しかもそれは、前菜からデザートまでのフルコースであり、それらが、すばらしいローゼンタールの食器に盛りだくさん出てくるのは圧巻であった。料理は素人の域を遙かに超えていた。また、夫人の機知に富んだ会話も、その場を盛り上げることに大いに貢献していたと思う。私は何回も、後には家族も一緒に食事に招かれたが、一回として同じメニューが出てきたことはなかった。夫人にその点を聞いてみたところ、誰に何を出したかは一応メモをしています。同じものでもてなすのは失礼ですから、といわれたが、このようなお心遣いが、リュケ教授の国際交流活動を陰で支えているのだと深く思った次第である。

(2) 慶應義塾大学とザールラント大学との交流は、故宮澤浩一教授が始まるといえよう。宮澤教授がはじめてザールブリュッケンを訪れたのは、一九六二年であった。そのときには、刑事法・法哲学のアルトゥール・カウフマン教授を訪ねての訪問であったが、その時の好印象もあり、宮澤教授の勧めで、一九六三年から故内池慶四郎教授がザールラント大学に留学された。そして、一九六四年から半年間宮澤教授がカウフマン教授の下に留学され、その時にリュケ教授とはじめてお会いになった。そ

の後も絶えることなく、阪埜光男教授（一九六六―六七  
年）、新田敏教授（一九六七―一九六九年）、石川明教授（一  
九七二―一九八四年）、金子晃教授（一九七二―一九七三年）、  
坂原正夫教授（一九七二―一九七三年）、加藤修教授（一九  
七三―一九七五年）、斎藤和夫教授（一九七四―一九七六年）、三  
上威彦（一九七五―一九七七年）がザールラント大学に  
留学した。このうち、石川教授と坂原教授、斎藤教授、  
および著者がリュケ教授の下で研究した。

その後は、慶應義塾大学の教員の留学は途絶えたが、  
それに代わって、以下のような石川明教授の門下生が多  
数リュケ教授の下に留学をしている。すなわち、武蔵野  
大学・石渡哲教授（一九七七―七八年）、立正大学・小  
池和彦教授（一九八一―八三年）、横浜桐蔭大学・笠原  
毅彦教授（一九八三―八六年）、関東学院大学・河村好  
彦教授（一九八六―八九年）、常盤大学・日向野弘毅教  
授（一九八八―八九年）、京都産業大学・草鹿晋一教授  
（一九八九―一九九一年）、埼玉大学・藤井まなみ教授（一九  
九一―一九九二年）である。その他、ザールラント大学のフ  
ランス法研究所のクロード・ヴィッツ教授の下に、やは  
り石川明門下である青山学院大学・西澤宗英教授も一九  
八九年から半年間留学されている。これらの人々も、筆

者と同様に、リュケ教授から、筆舌に尽くしがたいよう  
なお世話を頂いたことと思う。

このように、慶應義塾大学とザールラント大学との密  
接な関係の上に、現在、両大学の間には全学的な学術交  
流協定が結ばれているが、それ以外に、とくに塾の法学  
部・法科大学院とザールラント大学法経学部の間では、  
二年に一度法学シンポジウムを開催しており、これは既  
に四半世紀以上にもわたって行われている。そして、こ  
のシンポジウムは、今年五月に、ザールラント大学にお  
いて慶應デー（KEIO-TAGE）として四日間にわたって  
開催された。再来年は慶應義塾大学において、ザール  
デー（SAR-TAGE）として行われる予定である。こ  
のようなシンポジウムがいつから始まったのかは定か  
ではないが、このような形態の学術交流が行われること  
になったことについては、リュケ教授と石川明教授との多  
大なご尽力があったときいている。その後、この事業は、  
ザールラント大学側では、リュケ教授の後任であるリュ  
スマン教授（塾名誉法学博士）に引き継がれ、さらには、  
現在、マトゥーシエ・ベックマン教授に引き継がれてお  
り、ますますの充実が期待される。このような慶應義塾  
大学とザールラント大学との学術交流の現状を見ると、

リユケ教授のご貢献の大きさと、教授のご意思が脈々と受け継がれていることが感じられる。

## 5. リユケ教授のお人柄

最後に、私の留学中における経験から、リユケ教授のお人柄を若干記してみたい。

一言で言えば、リユケ教授は、信念の教育者であった。学生や博士論文執筆者に対しては実に厳しい教師であった。誰に批判されようと、決してその態度は変えようとはされなかった。

私が留学した当時は、大学紛争がまだくすぶっていた時期であり、学生が教授達を批判する壁新聞がしょっちゅう張り出されていた。その中に、民訴のリユケと憲法のゲックは、学生を落第させることに喜びしか感じていない、とんでもない教授であるという趣旨の壁新聞が張り出されていた。リユケ教授と雑談する機会があったとき、その話をしたら、教授は笑って、たしかに多くの学生を落第させたが、それは、私が落第させたのではなく、学生が落第したのだ。私の要求する水準で、きちんと単位を取れた学生がいるのだから、単位が取れなかつ

た学生が、私の要求水準を満たせなかったことを棚に上げて教授を批判するのは筋違いだ、という旨を話されたので、要求水準が高すぎるのでは？ と突っ込んだら、大学の教育は、学生の持つている資質を最大限伸ばすことにその使命がある。それを安易な水準に目標設定をしていたのでは、その使命が果たせないといわれた。ただ、自分の要求水準まで多くの学生の能力を引き上げられなかったのは、自分の責任でもある、といわれた。そのような教授の言葉を聞くと、教授が教育者として、いかに真剣に教育に取り組まれているか、ということを感じないわけにはいかなかった。

そして、このような教授のお考えは、毎回の授業でも徹底されていた。筆者も、リユケ教授の民事訴訟法の授業に出ていたが、最初に詳細な事例を配布し、学生に何が問題になるかを問い、その解答を求めるといって、まさにソクラテス・メソッドを実践しておられた。その上で、学生の答えを一つずつ論理的に、厳密に検証していく。その過程で、さまざまな法領域で体系的になされている説明を事案の解決という場で、どのように機能しているかということも明快に説かれるのであった。学生は、毎回必ず、自分の意見を言わなければならず、しかも、そ



の答えは、教科書の記述のくり返しでは決して許してはもらえず、何か自分のオリジナルな考え方が出てくるものでなければならなかった。まさに授業は、教授と学生との真剣勝負の場であり、そこでは学生は、まさに一学究として扱われていたように思う。また、その議論によって、教授自身の思索も深められているのではないかとと思われることもしばしばであった。

このように、教授の授業は、非常に厳しい雰囲気のものであり、学生も、常に緊張感をもって授業に臨んでいたが、少しでもよい答えをすると、大げさなほど褒めるという点で、まさに教育者としての面目躍如という感じであった。それにより、学生は、緊張と弛緩の中で、実体法と手続法について真の体系的理解が可能となり、単に司法試験の答案構成のやり方が自然と身につくだけでなく、民事訴訟法を中心としながらも、学問の体系、その奥深さを垣間見せるという授業であった。授業が終わると、学生はへとへとになった。しかし、ゼメスターが終わるころには、学生の能力は私からみても、格段に向上していた。

リュケ教授の授業は、教育とはこういうものか、ということをお願い知らされるものであった。授業が終わると

研究室まで毎回お供をしたが、たびたび、学生には「力がない (Krattlos)」とよく怒っておられた。Krattlosとは、能力がないということではなく、教官にぶつかってくる意欲とか力強さがないということのようであった。授業であれだけ学生と議論しながら、まだ学生には、ぶつかってくる力強さがないとは、どこまでの要求をされているのか、と驚いた次第である。

また、厳しい指導方針は、博士論文執筆者にも貫かれた。そのため、教授の下で博士論文を書いた者は一般的な教授に比べると驚くほど少ないが、リュケ教授は、それを全く意に介しておられる様子ではなかった。

私は外国人留学生であったということもあり、かなり手加減して頂いたと思うが、最初D A A D (ドイツ学術交流会) の奨学金は一年間のものであったので、もう一年延長してもらえないように、D A A D本部に推薦状を書いてもらえないかとお願したところ、帰国前に留学中の集大成として、ドイツで研究してきたことをセミナーで報告することを約束するなら書いてあげよう、といわれた。私は、何も考えないで、即座に、やりますと答えましたが、後になってこれがとんでもないことだと思い知らされた。幸い、教授の推薦があったお陰だと思いが、奨

学金の一年間の延長が認められ、研究を続けることができたが、そのセミナーというのが、学生が一人もいないセミナーであり、参加者は、リュケ教授の教え子の、裁判官、検察官、弁護士、公証人、州の上級公務員という法律の専門家ばかりであった。そして、議論の内容は、司法修習生の助手が毎回議事録としてまとめ、翌週に参加者に配布するというものであった。毎回の激しい議論についていけないことも多く、議事録をもらってはじめて、あんな議論をしていたのか、と理解することもしばしばであった。そんなわけで、こんなところで報告をしなければならぬのかと思うと、気が滅入るばかりであった。しかし、リュケ教授との約束を果たすべく、帰国の三ヶ月前くらいから、私の世話係の助手（司法修習生）と議論をしながら、報告原稿をまとめていったが、その際には、原稿の用語や文法も逐一チェックしてもらった。当初は穴だらけの内容であったが、助手との議論と適切なアドバイス、文献などのサポートによって、徐々に充実してきた。あるとき、助手に、自分の仕事もあるだろうに何でこんなに親切にしてくれるのかと聞いたことがあるが、彼は、リュケ教授のところの留学生の研究のお手伝いをするのは助手として当たり前だ、いい

成果を上げてもらえば、リュケ教授はもちろん、われわれもうれしいといってくれた。その助手は後に裁判官になったが、今でも四〇年来の親友としての付き合いをしている。このように、リュケ教授の思いは、助手達にも徹底されていたようである。リュケ教授も、毎月一回はお会い下さり、私の報告の進行状況を聞いて的確なアドバイスを下さった。おそらくは、リュケ教授は、それがどんなに大変な準備を必要とするか重々ご承知の上で、セミナーでの報告を命じられたのではないかと思う。そのことによって、研究者として関門を突破することの必要性と重要性あるいはその覚悟といったものを分からせようとされたのではないかと思うが、内心では、ちゃんと報告できるだろうかとびくびくしておられたのではないかと思う。

リュケ教授は、大学では厳格な人物として通っていたが、実は、非常にきめ細やかな心遣いをされる、とてもやさしいお人柄であった。私に対してそうであったように、留学してきた人には誰でも、必ず世話係の助手をつけ、きめ細かな指示を与えておられたようであるし、多くの留学生も、たびたびご自宅に招待され、お食事をごちそうになっている。そのような機会を通して、留学生

活についていろいろとお聞き下さり、不便な点があれば、直ちにそれに対する処置を執って下さった。また、秘書や助手達に対する心遣いも怠ることはなかった。たとえば、秘書・助手達を慰労するために、毎年、クリスマスの前に、秘書と助手を集めてパーティーを開かれた。これには、秘書と助手のほか、昔の教え子も参加して、総勢二〇人くらいになった。そこには、リュケ夫人手作りのオードブルやケーキが持ち込まれ、沢山のビール・ワインを飲みながら、教授と助手達が打ち解けた雰囲気、まさに談論風発という感じで、政治から、スポーツ、現代ドイツの風俗とか、世界情勢など、あらゆるテーマについて、夜の更けるのも忘れて語らいがなされた。現に、パーティーが終わるのは、午前三時すぎであった。ここでは、私にとって、大変興味深いいろいろな話が出てきて、現代ドイツの現状が分かったような気がしたことを覚えていた。

また、リュケ教授は、単なるワイン好きではなく、まさにワイン通であった。ワインの歴史から、ブドウの種類、栽培土壌の違いと適切なワインブドウの種類、天候とワイン栽培、製造年や製造土地の違いによるワインの品質・特徴等、まさにワインを語り出したら、永久に止

まらないのではないかといった感じさえ受ける、博覧強記ぶりであった。教授によると、フランクフルト大学の助手の時に、大学のワイン庫の管理を任せられ、ゲストにどのワインを出すかについて勉強したことにより、ワインについて色々な知識を得たことであった。教授は、モーゼルワイン（当時は、モーゼル・ザール・ルーヴァーワインといった）の白しか飲まれなかった。ご自宅には、ワインセラー（Weinkeller）があり、常時五〇〇本のワインと二つのワイン樽があった。このワインは何年分かとお伺いしたところ、瓶は半年分で、通常家で飲むのは、樽ワインの方だと言われたのにはびっくりしたことがある。おそらくは、それだけ来客が多いということであろう。教授の自宅に招かれたときは、いつも、出された白ワインについて産地・年代を当てさせられた。私は下戸であるが、招待を受けると、その前にスーパーで産地や年代の違うワインを四〜五本買って予習をしたものである。そのおかげか、正解率は五割前後はあったと思うが、リュケ教授にはとても喜ばれた。また、ワインに関しては専門的な用語が沢山あり、これもワイン辞典を買い込んで勉強したのであるが、このような専門用語を会話に挟み込むと、よく知っているね、と大喜びさ

れた。ワインを飲みながら談笑されているお姿は本当に気さくで、暖かみのあるお人柄であった。

## 6. おわりに

このように、リュケ教授との交流の思い出を書き続けられ、尽きることはないが、筆者の能力不足から、リュケ教授の人となりを十分に伝えられないことを恥じ入るのみである。

しかし、リュケ教授が、日本に限らず、韓国や台湾の民事訴訟法学界に与えた多大な影響は、未来永劫消えることはないであろう。また、慶應義塾大学との学術交流に尽くされたリュケ教授の功績は、どのように高く評価しようとも、しすぎることはない。それによって、われわれが今日、いかにたくさんのお恩恵を受けているかを感じる時、改めて、教授への心からの感謝を捧げるものである。しかし、リュケ教授は既にこの世にはおられない。これからわれわれにできることは、教授の意思を受け継ぎ、学問的発展と、学術交流の進展に努力をしていくことであろう。天国のリュケ教授のご冥福を心よりお祈り申し上げる次第である。

合掌

- (1) リュケ教授の履歴については、中野貞一郎、石川明編集代表『民事手続法の改革・ゲルハルト・リュケ教授退官記念』（一九九五年、信山社）巻末横書き一九頁～二三頁、および、『Verfahrensrecht am Ausgang des 20. Jahrhunderts: Festschrift für Gerhard Lücke zum 70. Geburtstag', Herg. Hans Prütting/Helmut Rüßmann, 1997 に掲載された「Günter Jahr, 教授の "Geleitwort zur Festschrift für Gerhard Lücke" による。』(2) Juris のデータベースによると、一九九五年から二〇〇一年まで、二五編の論稿を公表されている。
- (3) これは、法学教育といった訳が可能である。すなわち、JUS の目標は、若い法曹が、アカデミックな授業や実務教育への信頼を失っているという現状認識の下に、教育的・方法的視点を基準として、独自の法的思考と創造的思考能力の促進の道を示すというものであった (Jus, 1961, D)。
- (4) 当時の、本雑誌創刊の意図は、JUS, 1961, I; Jus, 2003, I の巻頭言に記述されている。なお、中野貞一郎「はしがき」前掲リュケ退官 vi 頁、宮澤浩一「ザール大」と慶應義塾」前掲リュケ退官五七二頁も参照のこと。
- (5) もちろん、当時、筆者は中学生であり、このときの様子は知る由もないが、民事訴訟雑誌二三号二〇頁

以下にリュケ教授の報告「行政訴訟における訴訟物と判決の効力」が中野貞一郎教授の翻訳によって掲載されており、同一八七頁以下には、それをめぐるリュケ教授と民事訴訟法学会会員との議論が、生き生きと描写されている。筆者は、一九七〇年は大学入学前であり、一九九〇年は、一年間のドイツ出張中であり、不思議なことに、リュケ教授と日本でお会いしたことはない。

(6) これらについては、宮澤浩一・前掲五六七頁を参照。

法務研究科教授 三上 威彦